

## 食品安全委員会（第897回会合）議事概要

日 時:令和5年4月25日(火) 14:00~14:18  
場 所:食品安全委員会大会議室  
出席者:山本委員長ほか6名出席  
動画配信:一般5名

- (1) 食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見について
- ・農薬「1, 4-ジメチルナフタレン」に係る食品健康影響評価について

→事務局より説明

本件については、農薬第三専門調査会におけるものと同じ結論、「1, 4-ジメチルナフタレンの許容一日摂取量を0.10 mg/kg体重/日と設定し、急性参照用量は設定する必要がないと判断した。」との審議結果が了承され、リスク管理機関に通知することとなった。

- ・農薬「ジメスルファゼット」に係る食品健康影響評価について

→事務局より説明

本件については、農薬第二専門調査会におけるものと同じ結論、「ジメスルファゼットの許容一日摂取量を0.0039 mg/kg体重/日、一般の集団に対する急性参照用量を0.41 mg/kg体重、妊婦又は妊娠している可能性のある女性に対する急性参照用量を0.15 mg/kg体重と設定すると判断した。」との審議結果が了承され、リスク管理機関（厚生労働省）に通知することとなった。

- (2) 「テレビ会議又はWeb会議システムを利用した食品安全委員会等への出席について」の廃止及び「食品安全委員会専門調査会等運営規程」等の一部改正について

→事務局より説明

本件については、「食品安全委員会運営規程」及び「食品安全委員会専門調査会等運営規程」を案のとおり改正し、委員会決定である「テレビ会議又はWeb会議システムを利用した食品安全委員会等への出席について」は廃止することとなった。